

小郡市

教職員の働き方改革取組の指針

(令和7年度)

平成30年6月

(令和7年3月改定)

小郡市教育委員会

## 目次

1	小郡市教職員の働き方改革取組の指針について	2
(1)	本指針の位置づけ	
(2)	本指針の趣旨・目的	
(3)	教育委員会、学校の責務	
2	本市教職員の長時間労働の現状	3
(1)	令和5年度教職員の出退勤時刻の結果	
①	月別平均超過勤務時間	
3	目標	5
(1)	数値目標の設定について	
(2)	目標に対する検証について	
4	具体的な取組について	7
(1)	教職員の意識改革	7
①	勤務時間の適正な把握	
②	定時退校日の拡大	
③	学校閉庁時刻の設定	
④	学校閉庁日の設定	
⑤	管理職の意識改革（研修の実施・人事評価の見直し）	
⑥	保護者・地域住民の理解・啓発	
(2)	業務改善の推進	9
①	業務改善の推進	
②	授業準備等の支援	
③	教育DXの推進	
④	調査の削減	
⑤	事業の削減	
⑥	文書事務の見直し	
⑦	教職員研修の見直し	
⑧	学校給食の公会計化の検討	
⑨	勤務時間外の電話対応等の負担軽減	
⑩	水泳授業の民間委託	
(3)	部活動の負担軽減	12
①	部活動休日の拡大	
②	部活動指導員の配置	
(4)	教職員の役割と専門スタッフの活用等	13
①	スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用等	
②	事務職員の機能強化・学校運営への参加	
③	コミュニティ・スクールの推進	
④	地域学校協働の推進	
⑤	地域と連携した登校下校時の安全対策の推進	

## 1 小郡市教職員の働き方改革取組の指針について

### (1) 本指針の位置づけ

本指針は、国の学校における働き方改革に関する通知文等及び「福岡県の教職員の働き方改革取組指針」を受けて、小郡市教育委員会が実施する「教職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的取組等を示したものです。

※ 本指針の対象は、常勤の教職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、助教諭等とし、事務職員を除く。以下「教職員」という。）とします。

### (2) 本指針の趣旨・目的

教職員の長時間勤務の改善については、これまでも定時退校日の推進、学校閉庁日の設定、学校における業務改善等により取り組んできましたが、更なる取組みを進めていく必要があります。従いまして、本指針は、「教職員の働き方改革」をより一層推進するために策定するものであり、「教職員の働き方改革」を実現し、教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し健康でやりがいを持って働くこと、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させることを目的として策定するものです。

#### ○ 働き方改革の目的

教職員の働き方改革は、教職員の長時間勤務を改善し、次のことを実現することを目的とする。

- 1 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること。
- 2 「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること。

### (3) 教育委員会、学校の責務

#### ① 教育委員会の責務

教育委員会は、教職員の服務監督権者として、本指針を踏まえ、教職員の働き方改革に取り組めます。

#### ② 学校の責務

学校においては、校長をはじめ、全教職員が本指針を理解し、指針に基づき具体的な取組を実施します。そのためには、特に、校長をはじめとした管理職がリーダーシップを発揮することが重要であり、管理職は、所属職員に対して指針の趣旨等を理解させ、所属職員の長時間勤務の改善に努めます。

また、各教職員は、働き方改革の目的、趣旨を理解し、自らの働き方を見直し、長時間勤務の改善に向けた取組を実施します。

○ 働き方改革のポイント

1 目標の明確化

働き方改革を進めることは「子どもと向き合う時間を確保し、授業や指導の質を高め、ひいては学校教育全体の質を高めることにつながる」という意識を全教職員がもつこと。

2 意識改革の重要性

働き方改革を進めるために必要なことは、無制限・無定量の勤務を是としないこと、教職員一人一人が組織の一員として効率的に業務を遂行する意識を持つこと、また、タイムマネジメントの意識を持つことが重要。

3 業務の見直し

働き方改革を進めるには、現在、教職員が行っているあらゆる業務について、必要性、効率性の観点から、組織的かつ継続的に見直すことが必要。

2 本市教職員の長時間勤務の現状

(1) 令和5年度教職員の出退勤時刻の結果

令和5年度 出退勤時刻の記録

○ 期 間：令和5年4月から令和6年3月までの12ヶ月

○ 対 象：小学校8校、中学校5校

校長、副校長・教頭、主幹・指導教諭、講師、助教諭、事務職員、事務代理、栄養教諭、栄養助教諭、学校栄養士代理職員、養護教諭

○ 調査方法：対象者の出勤時刻、退勤時刻等についてICカードによる把握

① 月別平均超過勤務時間数

小学校

R5年度(4~3月)

月	平均超過勤務時間 (単位:時間/月)	80時間以上 超過勤務者の割合 (単位:%)
4	44:23	5.3%
5	35:33	1.2%
6	38:46	1.7%
7	25:01	0.0%
8	10:58	0.0%
9	38:33	8.3%
10	36:54	4.1%
11	33:24	8.2%
12	25:02	0.0%
1	26:25	0.4%
2	29:30	0.0%
3	29:14	8.3%
平均	31:08	1.0%

中学校

R5年度(4~3月)

月	平均超過勤務時間 (単位:時間/月)	80時間以上 超過勤務者の割合 (単位:%)
4	61:45	26.8%
5	57:08	24.3%
6	54:54	14.7%
7	42:38	4.9%
8	19:29	0.0%
9	55:38	14.0%
10	50:24	10.6%
11	48:20	13.4%
12	39:15	2.1%
1	36:02	1.4%
2	38:26	4.9%
3	37:06	2.8%
平均	45:05	10.0%

※ 1月当たりの平均超過勤務時間は、小学校で31:08時間(34:38時間)、中学校で45:05時間(46:55時間)、80時間以上の超過勤務を行った者の割合は、小学校で1.0%(2.4%)、中学校で10.0%(11.9%)となっています。【( )内はR4年度実績】

超過勤務の内容は、小学校では、学級・学年事務、授業準備、校務事務等であり、中学校では、部活動、生徒指導、学級事務、授業準備等となっています。

### 3 目標

#### (1) 数値目標の設定について

教職員の働き方改革の実現のため、次の2点から目標を定め、年度毎の勤務実態を把握の上、次年度の目標値を教育施策実施計画上で示します。

#### 目標

##### (1) 超過勤務時間が月45時間未満の職員の割合について

※ 「超過勤務時間」とは、正規の勤務時間（休憩時間を含む）外の業務従事時間をいう。

※ （例）令和7年度目標値 70%以上

##### (2) 令和8年度までに1月当たりの超過勤務時間が80時間を超える者をなくす。

#### (2) 目標に対する検証について

各学校で、統合型校務支援システム「C4th」で集計された超過勤務時間を確認します。

- ・ 各学校の1月当たりの教職員の平均超過勤務時間
- ・ 1月当たりの超過勤務時間が45時間及び80時間を超える者等

小郡市教育委員会は必要に応じて各学校に対して、聞き取り及び改善のための指導を行います。

#### (3) 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた今後の対応について

学校における働き方改革については、(1)で掲げた超過勤務時間の削減目標の達成状況を踏まえるとともに、今後の国における勤務時間制度に関する動向を注視しながら、平成31年1月文部科学省策定の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に適切に対応できるよう取組を進めます。

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」平成31年1月25日  
文部科学省より抜粋

<上限の目安時間>

- ① 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

<特例的な扱い>

- ① 上記(2)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。  
この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ② また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

#### 4 具体的な取組について

教職員の長時間勤務の改善のために、次の4つの観点から、抜本的な取組を実施します。

- (1) 教職員の意識改革
- (2) 業務改善の推進
- (3) 部活動の負担軽減
- (4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

##### (1) 教職員の意識改革

教職員の長時間勤務を改善するには、無制限無定量の勤務を是とするのではなく、ワーク・ライフ・バランスの実現を含むタイムマネジメントの意識を持ち、限られた時間の中で最大限の効果を上げられるような働き方を進める必要があります。

教職員の意識改革を行うため、次の取組を実施します。

##### ① 勤務時間の適正な把握

###### ○ 取組内容

- ・ 業務従事時間を全小中学校で記録します。(実施主体：教育委員会・学校)

###### ○ 実施方法

- ・ 校務支援システム(C4th)を活用して出勤・退勤時間を記録します。
- ・ 教職員の記録率100%を目指します。
- ・ 教育委員会では、各学校の勤務状況や長時間勤務者の勤務状況を把握し、業務改善の諸施策、教職員の健康管理の取組に生かします。

##### ② 定時退校日の拡大

###### ○ 取組内容

- ・ 定時退校日を毎週1回とします。(実施主体：学校)

###### ○ 実施方法

- ・ 各学校において週1回の定時退校日を決めて実施します。止やむを得ず勤務時間を超えて勤務をする場合は、勤務時間の上限を6時までとします。事情により定時退校日が設定できない場合は、次の週以降においてその分の定時退校日を設定するものとします。
- ・ 定時退校日を含め、学校への電話の受付は、原則午後5時半までとします。以降は、留守番電話対応(原則午後5時半から翌日午前8時まで)とします。また、各学校におけるメール等による連絡体制の整備を検討します。

### ③ 学校閉庁時刻の設定

#### ○ 取組内容

- ・学校閉庁時刻を設定します。(実施主体：学校)

#### ○ 実施方法

- ・市としての学校閉庁時刻を20時とします。

### ④ 学校閉庁日の設定

#### ○ 取組内容

- ・長期休業期間中に学校閉庁日を設定し、年休取得等の推進を図ります。(実施主体：教育委員会・学校)

#### ○ 実施方法

- ・夏季休暇期間中や年末年始等で10日間の連続休暇を取得しやすいように学校閉庁日を設定します。

(令和7年度設定日)

- ・令和7年8月12～18日、10月10日(小学校のみ)、令和8年1月5日

※ 学校閉庁日には、学校施設の開放は行いません。また、生徒を登校させず、部活動も実施しません。

※ 学校閉庁日に教職員の年休・夏季休暇・振替等の取得を勧めます。

※ 教育委員会が学校閉庁日についてHP等で広報するとともに、各学校も児童生徒、保護者、地域、学校関係者等に周知します。

### ⑤ 管理職の意識改革(研修の実施・人事評価の見直し)

#### ○ 取組内容

- ・管理職に対して長時間勤務の改善についての研修を実施し、また、校長の長時間勤務の改善に係る取組を適正に評価します。(実施主体：教育委員会)

#### ○ 実施方法

- ・長時間勤務改善の取組の促進及び人事評価への反映について、校長会等を通じて説明を行います。

### ⑥ 保護者・地域住民の理解・啓発

#### ○ 取組内容

- ・教職員の働き方改革の取組、定時退校日等について保護者・地域住民に理解をってもらう取組を実施します。(実施主体：教育委員会・学校)

#### ○ 実施方法

- ・教育委員会HPで啓発のための内容を掲載すると共に保護者等向けのリーフレットを配布します。各学校においても定時退校日・部活動休養日等について保護者会等で説明すると共にHPに掲載します。

## (2) 業務改善の推進

業務改善を進めるためには、管理職がリーダーシップを発揮し、適切な業務マネジメントを実施すること、職員一人一人が効率的に業務を遂行する意識を持つことが重要です。

また、教職員は教育の専門家であると同時に組織の一員でもあります。組織としての業務遂行についてもより意識することで、学校全体の業務の効率化にもつながります。さらなる業務改善のために次の取組を実施します。

### ① 業務改善の推進

#### ○ 取組内容

- ・各個人・学校単位で、それぞれの業務改善を進めます。(実施主体：教育委員会・学校)

#### ○ 実施方法

- ・各学校に業務改善を継続的に推進する組織（業務改善推進委員会等）を設け、学校の実態を踏まえたうえで、学校及び個人として業務改善を推進します。
- ・学校評価において業務改善等に関する項目を明確に位置づけ、自己評価はもとより、学校関係者評価についても積極的に実施していきます。
- ・小学校の2学期制の導入により児童等への教育相談や学習活動の時間を確保し、教育活動の充実に努めるとともに教育の学期末の事務処理を軽減します。

### ② 授業準備等の支援

#### ○ 取組内容

- ・学校運営、授業準備に活用できる情報の提供等を推進します。  
(実施主体：教育委員会・学校)

#### ○ 実施方法

- ・県教育委員会及び市郡教育研究所の授業改善・評価方法等に関する情報を提供すると共に各学校における教材の共同開発や共用等を推進し、授業準備の効率化を図ります。

### ③ 教育DXの推進

#### ○ 取組内容

- ・教育DX推進により業務の効率化を進めます。(実施主体：教育委員会・学校)

#### ○ 実施方法

- ・統合型校務支援システム（C4th）や出席連絡ツール（tetoru）を活用し業務の効率化を図ります。
- ・民間人材の活用等により、統合型校務支援システムの効果的・効率的な運用を行います。
- ・校務用パソコンのネットワークを活用した業務の改善と効率化を推進します。
- ・教員が効果的にICT活用していくことができるよう、ICT支援員を配置するとともに、ICT関連機器の問い合わせ対応先としてGIGAスクール運営支援センターを設置します。

#### ④ 調査の削減

##### ○ 取組内容

- ・学校への調査を継続的に見直します。(実施主体：教育委員会)

##### ○ 実施方法

- ・調査の必要性、内容の重複、頻度、提出期限・時期、様式の簡素化、ICT機器の活用の観点から、調査の見直しを継続的に実施します。

#### ⑤ 事業の削減

##### ○ 取組内容

- ・教職員の負担軽減、事務の効率化等の観点から、教育委員会が実施する事業を見直します。(実施主体：教育委員会)

##### ○ 実施方法

- ・事業の必要性、内容の重複、頻度、事業の効率性、実施時期、研究紀要や報告書等の簡素化・合理化の観点から事業の見直しを継続的に実施します。
- ・調査研究について、指定等の趣旨や内容の明確化を図ると共に運用面での負担軽減等を進めます。

#### ⑥ 文書事務の見直し

##### ○ 取組内容

- ・文書事務を見直し、負担軽減を図ります。(実施主体：教育委員会・学校)

##### ○ 実施方法

- ・公印省略が可能な文書の周知を図り、公印省略及び電子メール等による施行の推進を図ります。

#### ⑦ 学校経営サポート体制整備

##### ○ 取組内容

- ・危機管理体制への経営サポート・保護者からの教育相談等に主に対応するための専門スタッフ（教育参事）を配置します。(実施主体：教育委員会)

##### ○ 実施方法

- ・市教育委員会に教育参事を配置し各事案に対してサポートを実施します。

#### ⑧ 教職員研修の見直し

##### ○ 取組内容

- ・市の教職員研修の体系化を図り、教職員の新しい教育課題に適切に対応するための資質向上及び負担軽減の観点から、研修体制の改善充実を行います。(実施主体：教育委員会)

##### ○ 実施方法

- ・県の研修計画との関連も踏まえ、市の研修体系を見直します。

⑨ 学校給食費の公会計化の検討

○ 取組内容

- ・学校給食費の公会計化について検討を行います。(実施主体：教育委員会)

○ 実施方法

- ・既に公会計化している市町村の情報を収集し、検討を行います。

⑩ 勤務時間外の電話対応等の負担軽減

○ 取組内容

- ・勤務時間外の電話対応について検討を行います。(実施主体：教育委員会・学校)

○ 実施方法

- ・市内の状況を把握し、留守番電話での対応ができるよう取組を進めます。
- ・原則午後5時半から翌日午前8時まで留守番電話対応とします。

⑪ 水泳授業の民間委託

○ 取組内容

- ・小学校における水泳授業の在り方を見直します。(実施主体：教育委員会・学校)

○ 実施方法

- ・小学校における水泳授業を民間の事業者へ委託し、水泳授業の準備やプール管理の負担軽減を行います。

### (3) 部活動の負担軽減

部活動は、スポーツや文化等に親しむ観点や教育的側面から意義が高く、学校教育の一環としての役割を果たしていますが、適正・適切な休養を伴わない、行き過ぎた活動は教職員・生徒ともに様々な弊害を生み出します。

教職員の負担軽減のみならず、生徒の健全な成長を促す観点からも部活動の適正化に向けた取組を実施します。

#### ① 部活動休養日の拡大

##### ○ 取組内容

- ・部活動の休養日を継続します。(実施主体：教育委員会・学校)
- ・学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設けるようにします。(平日に1日、週休日に少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

##### ○ 実施方法

- ・部活動休養日の決定は、各学校の状況に応じて行う。部活動休養日に活動をする場合は、他の曜日に部活動休養日を設定します。
- ・各学校で「学校の部活動に係る活動方針」、年間の活動計画等を作成し、活動実績の報告を行うとともに、学校のHPに掲載する等、生徒、保護者、部活動指導員(「外部指導者を含む」、地域、学校利用者等に周知します。
- ・部活動の時間は、平日は朝練を含め2時間程度、土日は3時間程度とします。長期休業中の部活動は、3時間程度とし、休養日については、学期の期間中と同様とします。また、長期休業中の学校閉庁日には部活動は実施しません。
- ・教育委員会が定めた指針に反した場合は是正のための勧告及び指導を行います。

##### ※ 部活動の地域移行

- ・教職員の負担軽減、生徒の健全な成長を促す観点から「小郡市部活動の在り方に関する指針」に則り部活動の適切な運営を図ります。
- ・部活動の地域移行については、実証事業等や合同部活動による取組を行い、休日の部活動の地域移行に向けて取り組んでいきます。
- ・地域クラブへの移行後も引き続き指導を希望する教職員については、兼職兼業の許可により実施し、時間外在校等時間と地域クラブ活動での指導時間の合計が月80時間を超えることがないようにします。

#### ② 部活動指導員の配置

##### ○ 取組内容

- ・部活動指導員を継続して配置します。(実施主体：教育委員会・学校)

##### ○ 実施方法

- ・国や県の事業を活用して、単独で部活動の指導や引率を行うことができる部活動指導員を配置します。

#### (4) 教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

教職員の長時間勤務を改善するには、教職員の役割を見直し、専門スタッフ等と連携分担し、チームとして課題解決に取り組む体制（チーム学校）を整備することが大切です。

また、保護者や地域の協力を得ながら、教育効果を高めていくことも必要です。教職員が本来担うべき業務に専念でき、子どもと向き合う時間を確保するため、他の職種や専門スタッフの活用、地域や保護者との連携等の取組を推進します。

##### ① スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用

###### ○ 取組内容

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用を促進します。  
（実施主体：教育委員会・学校）
- ・市では、学校（教職員）が困難な課題を抱え込むことのないよう、教職員以外の専門スタッフや支援員等を配置・派遣し体制を整備していきます。

###### （令和7年度配置状況）

##### スクールカウンセラー（SC）

スクールカウンセラー（以下「SC」という。）は、臨床心理士等の「心の専門家」であり、その専門性を生かして、児童生徒が抱える悩み・不安・ストレスなどを直接和らげると共に、学校や関係機関等と連携して、学校における相談体制の充実を図ります。

###### （配置の状況）

- ・県のSC等活用事業を活用し、全小中学校にSCを1名ずつ配置しています。
- ・市として教育センターに1名、小学校対応のために、拠点校（三国小学校）に1名のSCを配置しています。

##### スクールソーシャルワーカー（SSW）

スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）は、社会福祉士や精神保健福祉士等の「福祉の専門家」で、児童生徒に影響を及ぼしている学校・家庭・地域の環境の改善に向けた取組を行っています。

###### （配置の状況）

- ・市として教育センターに3名のSSWを配置し学校を巡回します。

##### スペシャルサポートルームサポーター

学校には行けるが教室に入りづらい子どもたちにスペシャルサポートルームにおいて教室とオンラインで結んだ学習支援や児童生徒、保護者に対する教育相談を行います。

###### （配置の状況）

- ・市として小学校4校（小郡小、三国小、東野小、のぞみヶ丘小）に配置します。

### 【市費負担支援員等】

#### ・特別支援教育サポーター

障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助等行ったりしています。

(配置の状況)・市として小中学校に配置(47, 780時間)しています。

#### ・学習支援員

学習定着度に応じた細やかな指導を図るためのティームティーチング指導等を行う。

(配置の状況)・市として小中学校に配置(3, 850時間)しています。

#### ・学習支援員(専科)

小学校中学年以上における教科指導の専門性を持った教師を受け持つ教科担任制を推進します。

(配置の状況)・市として小学校に配置(5, 320時間)しています。

#### ・学力向上支援員

中学校において、少人数授業等を行い、学力向上を図る

(配置の状況)・市として中学校に配置(7名)しています。

#### ・ICT支援員

教職員が効果的にICTを活用できるように支援を行います。

(配置の状況)市として4名を配置し13校を巡回しています。

#### ・部活動指導員

部活動顧問の負担軽減及び生徒に専門的指導を行います。

(配置の状況)・市として中学校に配置(10名)しています。

### ALT(英語指導助手)

小学校外国語活動、外国語科の導入に伴い、時数増加への対応と学校での指導の支援のためにALTを5名配置しています。

### 小学校英語専科指導教員

小学校外国語活動、外国語科の導入に伴い、小学校での指導の支援のために英語専科指導教員3名を配置しています。

### スクールサポーター(SS)

スクールサポーターは、県警本部長が委嘱する非常勤の嘱託員(公務員)で、経験豊富な退職警察官です。警察署管内の小中学校等に直接赴き、学校と警察署のパイプ役となって児童生徒の非行防止と犯罪被害防止を図るための活動を行っています。

(配置状況)

- ・小郡警察署に1名配置されています。

## ② 事務職員の機能強化・学校運営への参画

### ○ 取組内容

- ・学校事務職員の事務機能を強化し、事務職員が積極的に学校運営に参画することにより、校長や教員の事務関係業務等の軽減を図ります。

(実施主体：教育委員会)

### ○ 実施方法

- ・共同学校事務室を設置し、学校運営体制の強化を図ります。
- ・学校事務職員を補助するための学校事務補助員を配置します。

## ③ コミュニティ・スクールの推進

### ○ 取組内容

- ・コミュニティ・スクールの導入促進と運営の充実を支援します。

(実施主体：教育委員会・学校)

### ○ 実施方法

- ・先行して取り組んでいる学校の状況の紹介等を行い、小中学校において、地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するとともに、学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育効果を高めるために、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能になるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を平成31（令和元）年度より全校に導入し、運営の充実のための支援を行います。

## ④ 地域学校協働活動（学校支援地域本部事業）の推進

### ○ 取組内容

- ・小中学校において、地域と学校の連携のもと、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で学び合い、未来を担う子ども達の成長を支え合う地域をつくる取組となる「地域学校協働活動」を推進します。

### ○ 実施方法

- ・学校支援ボランティア・コーディネーターを配置し、地域人材の確保や学校との連絡調整をしながら、授業の補助や環境整備などの学校支援、放課後の補充学習などの学習支援、遊びやスポーツなどの体験活動、登校下校の安全確保支援などを地域の実情に応じて実施します。

地域全体で学校支援体制の構築と充実を図ることで、教職員の負担軽減と子どもの学びの充実につながるよう取組を進めます。

## ⑤ 地域と連携した登校下校時の安全対策の推進

### ○ 取組内容

- ・通学路における安全確保、安全対策を推進します。(実施主体：教育委員会・学校)

### ○ 実施方法

- ・市として定期的に通学路の安全点検・改修の実施と各学校児童生徒の通学路安全マップの作成指導を行うと共に交通安全ボランティア等に協力を依頼します。